

## 新型コロナウイルス感染症対策として臨時に開設される 医療施設に係る建築基準法の取扱いについて

平時においては、臨時的な建築物であっても建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）に基づく許可や確認を受けなければ、建築することができません。

新型コロナウイルス感染症への対応として開設される臨時の医療施設等に限っては、当分の間、下記のとおり基準法の規定による制限について一部を緩和するものとして取り扱うこととしております。

なお、構造や防火に関する規定については、一部を除き基準法の適用を受けます。  
詳しくは下記の間合せ窓口に御相談ください。

### 記

#### 1 対象となる施設

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の趣旨に基づき、臨時の医療施設等として開設される以下のもの。

- (1) 仮設建築物
- (2) 既存の施設を用途変更により使用する建築物

#### 2 制限が緩和される基準法上の主な規定

- (1) 建築確認申請の手続き
- (2) 都市計画区域等における建ぺい率や容積率に関する建築制限等

#### 3 制限の緩和が受けられる期間

臨時の医療施設等の工事が完了した日から、3か月。

3か月を超えて存続する場合は、所管の特定行政庁の許可が必要となります。  
なお、許可の期限は最長2年です。

安全上等支障がある場合には、設置等の存続の許可ができませんので、建築工事等の着手前に、事前に間合せ窓口に御相談ください。

#### 4 間合せ窓口、電話番号及び所管地域

鹿児島県土木部建築課	099(286)3710	県下全域(鹿児島市を除く)	大隅地域振興局土木建築課	0994(52)2188	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡、肝属郡
鹿児島地域振興局土木建築課	099(805)7336	日置市、いちき串木野市、鹿児島郡	熊毛支庁建設課	0997(22)1867	西之表市、熊毛郡(屋久島町を除く)
南薩地域振興局土木建築課	0993(52)1395	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市	" 屋久島事務所	0997(46)2213	屋久島町
北薩地域振興局土木建築課	0996(25)5292	阿久根市、出水市、薩摩川内市、薩摩郡、出水郡	大島支庁建設課	0997(57)7344	奄美市、大島郡(徳之島町、天城町及び伊仙町を除く)
始良・伊佐地域振興局土木建築課	0995(63)8371	霧島市、伊佐市、始良市、始良郡	" 徳之島事務所	0997(82)1251	徳之島町、天城町、伊仙町
" 伊佐市駐在	0995(23)5155		鹿児島市 建築指導課	099(216)1516	鹿児島市

敷地の位置及び建築物の規模構造等によっては、以下が間合せ窓口となります。

薩摩川内市 建築住宅課	0996(23)5111
霧島市 建築指導課	0995(64)0954
鹿屋市 建築指導室	0994(31)1161